「フラシティいわき」ロゴ・デザインパターンの使用に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、「フラシティいわき」のロゴ及びデザインパターン（以下「ロゴ等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（ロゴ等に関する権利）

第２条　ロゴ等に関する一切の権利は、いわき市（以下「市」という。）に属する。

（使用の申請）

第３条　ロゴ等を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許諾を受けなければならない。ただし、「いわき市シティセールスロゴ（シンボル＋ロゴタイプマニュアル）」（以下「マニュアル」という。）のとおりロゴ等を使用し、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

　⑴　国又は地方公共団体が使用する場合

　⑵　学校、図書館等が教育目的で使用する場合

　⑶　報道機関が報道のために使用する場合

　⑷　その他市長が認めた場合

２　前項の許諾を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、「フラシティいわき」ロゴ・デザインパターン使用申請書（第１号様式）に次の書類を添えて、市長に申請しなければならない。

⑴　会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料

⑵　ロゴ等の使用状況がわかる完成見本等

⑶　その他市長が必要と認める書類

（使用の許諾）

第４条　市長は、前条の規定による使用の申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が本市の知名度やブランド力の向上など、シティセールスの推進に貢献すると認めるときは、使用の許諾（以下「使用許諾」という。）をすることができる。この場合において、市長は必要があると認めるときには、ロゴ等の使用方法その他の条件を付すことができる。

２　市長は、使用許諾を行ったときは、申請者に対して「フラシティいわき」ロゴ・デザインパターン使用許諾書（第２号様式）を交付するものとする。

３　許諾期間は、原則１年間とする。ただし、期間が満了する前日までに変更申請等の申出がない場合は、更に１年間許諾期間は更新されるものとし、その後も同様とする。

（使用の制限）

第５条　ロゴ等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用できない。

⑴　法令及び公序良俗に反するものと認められる場合

⑵　市の信用又は品位を害するものと認められる場合

⑶　第三者の利益を害するものと認められる場合

⑷　特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合

⑸　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条の風俗営業者が使用する場合及び商品等を販売する場合

⑹　ロゴ等の使用によって、誤認または混同を生じさせる恐れがあると認められる場合

⑺　ロゴ等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合

⑻　その他市長が不適当と認める場合

（使用料）

第６条　ロゴ等の使用料は、当分の間、無料とする。

（地位の承継）

第７条　ロゴ等の使用許諾を受けた者の相続人、合併により設立される法人その他の一般承継人は、当該使用許諾を受けた者が有していた使用許諾に基づく地位を承継することができる。

（使用上の遵守事項）

第８条　ロゴ等の使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　使用するデザインは、マニュアルに定められたものとすること。ただし、市長が認めた場合は、デザイン等を改変することができる。

⑵　前号の規定によるデザイン等を改変する場合には、肖像権、著作権などの第三者の権利を侵害しないものを使用し、市と協議のうえ、デザイン等を改変すること。

⑶　ロゴ等の使用に当たり、商品等には、「©いわき市」の表記を付すこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りではない。

２　ロゴ等の使用許諾を受けた者は、前項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　許諾された内容により使用し、市長の指示する条件に従うこと。

⑵　許諾を受けたものは、これを譲渡し、又は転貸しないこと。

⑶　使用許諾された商品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。

（許諾内容の変更等）

第９条　ロゴの使用許諾を受けた者が使用許諾の内容について変更をしようとするときは、あらかじめ「フラシティいわき」ロゴ・デザインパターン使用変更申請書（第３号様式）により市長に申請し、市長の許諾を受けなければならない。

２　市長は、前項の規定による変更の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、これを許諾し、「フラシティいわき」ロゴ・デザインパターン使用変更許諾書（第４号様式）を交付するものとする。

（許諾の取消し等）

第10条　ロゴ等の使用者（使用許諾を受けた者を除く。以下この項において同じ。）が、この規程に違反したときは、市長は使用者に対して、その使用の差止めの請求又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うことができる。この場合において、使用者は、直ちに当該請求等に従わなければならない。

２　ロゴ等の使用許諾を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用許諾の取消し、商品等の回収等の請求ができる。

⑴　第４条第１項の使用許諾に付した条件に違反した場合

⑵　第５条各号のいずれかに該当するに至った場合

⑶　第８条第２項第１号の市長の指示する条件に従わなかった場合

⑷　申請書及び変更申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合

⑸　その他ロゴ等の使用継続が不適当であると認められる場合

３　市長は使用許諾の取消しを行ったときは、ロゴ等の使用許諾を受けた者に対し、「フラシティいわき」ロゴ・デザインパターン使用許諾取消通知書（第５号様式）を交付するものとする。

４　ロゴ等の使用許諾を受けた者は、使用許諾を取り消されたときは、使用許諾取消通知を受けた日からロゴ等を使用できないものとする。

５　市長は、前項の規定による使用許諾の取消しによりロゴ等の使用許諾を受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

６　市長は、使用者にロゴ等の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

（使用の非独占性等）

第11条　この規程による使用許諾は、ロゴ等の使用許諾を受けた者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴ等を使用する権利を付与し、かつ、商品、ロゴ等の使用許諾を受けた者等について市の推奨を行うものではない。

（経費等の負担）

第12条　市は、この規程による使用許諾の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第13条　市は、ロゴ等の使用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

２　ロゴ等の使用許諾を受けた者は、ロゴ等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

３　使用者は、ロゴ等の使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

（情報の公開）

第14条　市長は、ロゴ等の使用許諾の状況等について、広く使用促進を図る観点から、ロゴ等の使用許諾の状況等を公開することができる。

（事務）

第15条　この規程に関する事務は、いわき市総合政策部創生推進課が行うものとする。

（その他）

第16条　この規程に定めるもののほか、ロゴ等の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規程は、令和元年５月28日から施行する。

　　附　則

この規程は、令和６年８月30日から施行する。